

## 公表第5号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年3月28日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
84	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第16 久留米総合スポーツセンター内の久留米市体育施設</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) 県と市の経費負担につき、県と市に共通する経費の配賦割合が適切か、具体的には面積比や従事割合、使用割合等を使うべきものはないか、また県と市がそれぞれ単独で負担すべきものが他にないか、再度検討を行う必要があると考える。</p>	意見	<p>久留米総合スポーツセンターは、昭和48年に建設された当初に県と市で協議し経費の配賦割合を1:1とした経緯がありました。しかしながら、指定管理者制度が導入され、その指定管理料の算定において、施設管理に係る支出は、県市1:1で算定するにも関わらず、収入については、県有施設、市有施設それぞれの収入として指定管理料を算定するという不適切な状況でした。</p> <p>このたび、(仮称)久留米スポーツセンター体育館の整備を契機に、県と協議を行った結果、面積割合等による負担ではありませんが、平成30年度より経費を施設全体の支出、収入ともに県市で1:1とし指定管理料を算定するに至りました。</p> <p>なお、今後供用開始後に、各施設ごとに係る経費と著しく隔たりがある場合は、県市で協議の上、見直せることとしています。</p>